

蓮田市こども計画

概要版



令和7年3月
蓮田市

こども計画とは



蓮田市マスコットキャラクター
「はすびい」

こども基本法で定められた計画です。

こども基本法は、すべてのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この法律の中で、こどもまんなか社会を作るために大事にすることを書いた「こども計画」を、都道府県や市町村で作ることになっています。

蓮田市のこども計画では

①こどもや若者の権利を守ります



②意見を聴きます

・学校や学童保育所では、アンケートをとることが多くなりました。
・こども計画もみなさんからアンケートをとって作っています。



③しっかり支えます



計画の期間

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度
	蓮田市こども計画				
蓮田市第5次総合振興計画					
第3期蓮田市地域福祉計画					

令和7年度から
令和11年度までの
5年間です。





こどもと若者が自分らしく育ち

自分の意思と言葉で

さまざまなかかわりをもてるように

市民一人ひとりが応援しよう！



どういう
ことかという...



1

「自分らしく育ち、
自分の意思と言葉で」って
どういうこと？



こども・若者の皆さんには、
安全に生きる権利
心も体も健康に育つ権利
いじめや差別などから守られる権利
自分で考え、自分の意見を持って社会の
さまざまな活動に参加する権利
があります。

2

具体的に
どうしたらいいの？



楽しく遊び
興味を持って学び
疲れたら休み
悩みごとがあったら一人で抱えずに
周りの大人や友達に相談しましょう。

3

さまざま
かかわりって何だろう？



いろいろな人たちとの交流や体験を
通して、相手を理解し、自分の考えや
意見を伝えながら、一緒に仲良く活
動していけるとよいと思います。

4

ぼくたち、
わたしたちが応援
する側になっても
いいんだね！



こども・若者の皆さんが
いきいきと育っていくことを
応援しています。



1 ライフステージを通した重要事項



すべてのライフステージに共通する大切な5つの目標です。

基本目標 1

こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発

(1) 児童の権利に関する条約の普及



こどもや若者の皆さんには、

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

の4つの権利があります。相手を理解し、自分の考えや意見を伝えながら、一緒に仲良く活動できるように、こどもも大人も児童の権利を理解する必要があります。



基本目標 2

こども・若者が活躍できる機会づくり

- (1) こどもの生きる力の育成
- (2) こどもの豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成

楽しく遊び興味を持って学び、いろいろな人たちと交流や体験をすることで、相手を理解し、自分の考えや意見を伝えることができるよう応援します。



基本目標 3

こどもの貧困対策の推進

- (1) 幼児教育・保育の無償化
- (2) 就学支援の充実
- (3) こども・若者の居場所づくり
- (4) 生活困窮者等の生活支援
- (5) 若者及び保護者に対する就労支援
- (6) ひとり親家庭などの自立支援の促進

こども・若者の皆さん一人ひとりの育ちが支えられ、必要な教育が受けられるよう支援します。

こどもや若者の皆さんが自分らしく育っていけるよう応援します。



疲れたら休み、悩みごとがあったら一人で抱えずに周りの大人や友達に相談しましょう。こどもや若者の皆さんにとって大切な「安全に生きる権利」「心も体も健康に育つ権利」「いじめや差別などから守られる権利」が守られるように応援します。



基本目標 4

支援が特に必要なこども・若者の支援

- (1) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーの支援
- (2) 被害に遭ったこどもの支援の推進
- (3) 障がい及び発達に特性のあるこどもの支援
- (4) 日本語を母語、日本文化を母文化としないこどもの支援
- (5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組



こどもや若者の皆さんがいきいきと育っていけるように、安心・安全なまちづくりに努めます。



基本目標 5

安心できる環境の整備

- (1) 安心・安全な生活環境の推進
- (2) 安心して外出できる環境の整備



2 ライフステージ別の重要事項



ライフステージごとに大切な3つの目標です。

こどもの誕生前から幼児期まで

基本目標 1

親とこどもの健康づくりの推進



こどもや若者の皆さんが自分らしく育つスタート地点。こどもは安心できると楽しく学び、興味を持って学ぶようになります。健康に育つことができるよう、子育てをサポートします。

- (1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり
- (2) 小児医療の充実
- (3) 幼児の健全育成
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 食育の推進



基本目標 2

地域におけるこども支援の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

基本目標1 地域における子育て支援の充実

- (1) 家庭における子育て支援の充実
- (2) 相談、情報提供による子育て支援
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 家庭教育への支援の充実



学童期 ・ 思春期



自分は友達と比べて○○だな、自分は社会の役に立っているのかな？

いろいろな人たちとの交流や体験を通して、相手を理解し、自分の考えや意見を持ち始める時期です。また、家族や友達との関係などに悩む時期でもあります。いじめや差別などから守り、社会のさまざまな活動に参加できるよう応援します。

- (1) 学童の健全育成
- (2) こどもの居場所づくり
- (3) 次代の親の育成
- (4) 学校教育の充実
- (5) 地域の教育力の向上
- (6) こどもがいきいきと遊べる環境づくり
- (7) 思春期における健康づくり



こどもや若者の皆さんが自分らしく育つには、子育て当事者や大人がゆとりを持ってこどもや若者の皆さんと向き合えることが必要です。行政も、民間企業も、市民団体も、子育てを支える方も、支えられる方も、一緒になって、市民一人ひとりが子育てを応援します。

青年期

基本目標 3

青年期の充実



- (1) 就労の支援
- (2) 結婚活動の支援
- (3) 若者の相談体制の充実

人生におけるライフイベントが重なる時期で、不安を生じやすい時期です。悩みごとがあったら一人で抱えずに相談できるようサポートします。



基本目標2 共働き・共育での支援

- (1) 仕事と子育ての両立への支援
- (2) 男女共同参画意識の高揚

主な確保方策(目標)

保 育



保育園や学童保育所の待機児童の解消



保育時間の延長、保育園や幼稚園での一時預かり、こども誰でも通園制度の実施



病気のこどもの預かり、ファミリー・サポート・センターでの預かり・送迎の実施

相談(育児)



利用者支援事業の実施(子育てコンシェルジュ、市役所保育課への相談など)



地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、子育てひろば)の実施



要支援児童の支援(子育てに悩んだときの支援)の実施

相談(妊娠・出産)



利用者支援事業の実施(保健師・助産師・管理栄養士など専門職への相談など)



妊婦健康診査事業(出産のための支援)、乳児家庭全戸訪問(赤ちゃんのいる家庭への訪問)の実施



産後ケア事業(産後のお母さんのケア)の実施

蓮田市こども計画【概要版】

発行年月:令和7年3月

発 行:蓮田市

編 集:蓮田市教育委員会生涯学習部子ども支援課

住 所:〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799番地1

電 話:048-768-3111

蓮田市ホームページ



<https://www.city.hasuda.saitama.jp>

子ども支援課e-mail



kodomo@city.hasuda.lg.jp